

## 社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

### (定 義)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏原市社会福祉協議会定款(以下「定款」という。)第10条の規定に基づき評議員に関する報酬等の支給について、必要な事項を定める。

### (報 酬)

第2条 評議員が次の各号に掲げる職務に従事した場合は、報酬として一律5,000円を執行日数に応じ支給する。

- (1) 会長が招集した評議員会への出席
- (2) 会長及び委員会委員長が招集した委員会への出席
- (3) 会長が招集した研修会への出席
- (4) その他法人職務

### (旅 費)

第3条 外部研修会等に出席する場合の旅費については「柏原市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程」に準じて支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (報酬等の支払日)

第5条 報酬等は、翌月末までに前月分を支払う。

### (公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は平成29年 6月15日より施行する。